保有個人情報取扱いに係る特記事項

（個人情報を取扱う際の基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

２　受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成２９年５月１８日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和５年４月１日施行）　及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等関係法令を遵守しなければならない。

（収集の制限）

第２条　受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託）

第３条　受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（再々委託）

第３条の２　受注者は、前条における再委託を行った場合において、再委託先が当該業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）を禁止すること。

２　再委託先がやむを得ず再々委託を行う必要がある場合は、受注者の責任において、再々委託先の名称、再々委託する理由、再々委託して処理する内容、再々委託先において取り扱う情報、再々委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再々委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、当該業務の着手前に、書面により再々委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

（責任体制）

第４条　受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

２　受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（委託業務の調査等）

第５条　発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報を取り扱う事務について、受注者に対し、管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査等を行うものとする。

２　受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

３　前２項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。

４　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

（事故の防止及び発生時における責任）

第６条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

３　受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

４　受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

（資料等の返還等）

第７条　受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

２　受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

３　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

５　受注者は、第１項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

（個人情報の管理方法）

第８条　受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

２　受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

３　受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（秘密の保持）

第９条　受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。

３　受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。

（教育及び研修）

第１０条　受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

（１）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第 27 号）

（２）特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年１２月１８日特定個人情報保護委員会公布）

（３）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（４）吹田市の保有する個人情報等保護管理要領(令和５年４月１日施行)

（５）吹田市情報セキュリティポリシー

（発注者の解除権）

第１１条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（補則）

第１２条　受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

２　本特記事項に定める事項（第３条を除く）は、第３条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。

３　本特記事項に定める事項（第３条及び第３条の２を除く）は、第３条の２により再々委託を受けた受任者又は下請負人について準用する。